

青森市公共サービス外部化制度

基本方針

平成24年3月

青 森 市

目 次

第1	はじめに	P1
第2	青森市版市場化テストの導入に向けた検討	P1
1	市場化テストとは	P1
2	地方公共団体における市場化テスト	P2
3	特定公共サービス以外の「公共サービス改革基本方針」での決定事項	P3
4	検討結果	P4
第3	青森市公共サービス外部化制度	P5
1	目的	P5
2	基本原則	P5
3	対象範囲	P6
4	実施する上での基本的事項	P7
5	事業者の募集	P8
6	監理委員会の役割	P12
7	事業者の選定	P13
8	委託経費等に関する事項	P15
9	選定結果の通知及び情報の公開	P15
10	契約に関する事項	P15
11	業務の検証及びモニタリング調査の実施	P16
12	契約の解除等	P16
13	業務の引継等	P17
14	その他	P17
第4	スケジュール	P18
参考資料		P20
資料1	青森市公共サービス外部化制度モデル業務候補一覧	P21
資料2	青森市公共サービス外部化監理委員会設置条例（案）	P22
資料3	実施要項に明記する事項及び内容	P24
資料4	選定基準（標準例）	P30
資料5	市と事業者の責任区分（標準例）	P31
資料6	関係法令等の抜粋	P32

第1 はじめに

現在、我国においては、公的部門の民間活力の活用に向け、民法上の契約による業務委託をはじめ、指定管理者制度、PFI、市場化テスト、地方独立行政法人、民営化、NPO等との協働など様々な公共サービスの外部化の手法が取り入れられています。

本市においても、これまで、公共サービスの目的や内容等に応じて外部化の手法を選択し、積極的に外部化を推進してきましたが、厳しい行財政環境が続く中、多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、行政のみならず、企業・地域団体・NPOなど多様な主体がそれぞれの特色を活かしながら、連携・協働し共に公共を担っていく「新しい公共」の構築を更に推進していく必要があります。

このことから、本市は、平成23年2月に策定した「青森市行財政改革プラン2011」において、サービスの質の向上と担い手の多様化を推進する青森市版市場化テストの導入を実施項目のひとつとして掲げました。

第2 青森市版市場化テストの導入に向けた検討

1 市場化テストとは

市場化テストとは、これまで行政が担ってきた公共サービスについて、「官と民」、「民と民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格と質の両面で、最も優れた者がそのサービスを提供することにより、質の高いサービスと経費の削減を図ることを目的とした制度です。

本制度は、公共サービスの提供の最終的な責任は官に残る仕組みとなっている点では、従来から実施している業務委託の範疇に含まれますが、公共サービスの質や落札者の決定のための評価基準、実施要項等を合議制の機関における審議を経て作成することなどにより、従来の業務委託と比較して、プロセスの一層の透明化や公正性を担保しつつ、サービスの質の向上と適正かつ確実な実施を目指す制度です。

国においては、本制度を導入するため、平成18年7月に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下、「公共サービス改革法」という。）を施行するとともに、公共サービス改革の基本的な方針や地方公共団体における本制度導入に向けた環境を整えるための「公共サービス改革基本方針」を示しています。

【参考】 市場化テストとPFI、指定管理者制度の違い

項目	市場化テスト	PFI	指定管理者制度
根拠法	公共サービス改革法	PFI法	地方自治法
対象業務	公共サービス (公共サービス改革法による法令の特例措置により、行政処分も対象となり得る)	公共施設等の整備等 に関する事業	「公の施設」の管理 (行政処分が含まれる場合がある)
民間事業者等との関係	民法上の契約関係を基本としつつ、本法により、当該契約関係に一定の制限を課す仕組み	民法上の契約関係	地方公共団体による「指定」(行政処分)により、管理権限の委任を行う仕組み
担い手の決定	入札により決定(官も入札に参加可能)	入札により決定	指定による

出典：内閣府公共サービス改革推進室「公共サービス改革法入門編」

2 地方公共団体における市場化テスト

「公共サービス改革法」においては、法律で公務員が行うこととされている6業務^{※表1}（「特定公共サービス」）について、実施要項の作成や落札者の決定等を審議する合議制の機関の設置及び契約時に議会の議決を経ることなどを規定するとともに、民間事業者等でもできるようにするための法令の特例^{※表2}を設けています。

■（表1）特定公共サービス（地方公共団体関係6業務）

1	戸籍謄本等の交付の請求の受付及び引渡し
2	納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し
3	外国人登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し
4	住民票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し
5	戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し
6	印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し

■ (表2) 地方公共団体の官民競争入札等と法令の特例

	地方公共団体が実施する 「官民競争入札」	地方公共団体が実施する 「民間競争入札」
法令の特例あり (特定公共サービス)	公共サービス改革法で規定	公共サービス改革法で規定
法令の特例なし	地方自治法等において 対応可能	地方自治法等において 対応可能

出典：内閣府公共サービス改革推進室「公共サービス改革法入門編」

3 特定公共サービス以外の「公共サービス改革基本方針」での決定事項

窓口業務24事項^{※表3}などについて、公共サービス改革法に基づかなくても、公務員が常駐する場所で、適切な管理下であれば、申請の受付、文書の引渡しに加え、端末操作、台帳への記載、書類の作成などの民間委託が可能となりました。

(表3) 窓口関連業務

1	住民異動届に関する業務
2	住民票の写し等の交付業務
3	戸籍の附票の写しの交付業務
4	印鑑登録申請に関する業務
5	印鑑登録証明書の交付業務
6	住民表示証明書の交付業務
7	地方税法に基づく納税証明書の交付業務
8	戸籍の届出に関する業務
9	戸籍謄抄本等の交付業務
10	外国人登録原票記載事項証明書等の交付業務
11	転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知業務
12	埋葬・火葬許可に関する業務
13	国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務

14	老人医療関係の各種届出書・申請書の受付及び受給者証等の交付業務
15	介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務
16	国民年金被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理に関する業務
17	妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務
18	飼い犬の登録に関する業務
19	狂犬病予防注射済票の交付業務
20	児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務
21	精神障害者保健福祉手帳の交付業務（市町村の経由事務）
22	身体障害者手帳の交付業務（市町村の経由事務）
23	療育手帳の交付業務（市町村の経由事務）
24	自動車臨時運行許可に関する業務

徴収関連業務

- ・ 地方税、国民健康保険料等、公営住宅の滞納家賃、公立病院の医業未集金に関する徴収関連業務

公物管理関連業務

- ・ 水道施設、工業用水道施設、下水道関連施設の維持管理業務

統計調査関連業務

- ・ 総務省（科学技術研究調査を除く）及び文部科学省所管の指定統計調査

4 検討結果

地方公共団体において、「公共サービス改革法」及び「公共サービス改革本方針」に基づいて市場化テストを導入できる業務は、主に窓口関連業務の一部のみに限定されていることから、自ずとその効果も限定されます。

このことから、青森市版市場化テストについては、市場化テストの考え方を取り入れつつ、官民が競うことではなく、公共サービスの質の向上と担い手の多様化を図ることに主眼を置き、より広範な業務の外部化を推進することとし、企業・地域団体・NPOなどの民間事業者等が、それぞれの特色を活かしながら、市と連携・協働し、共に公共を担う制度として「青森市公共サービス外部化制度」を導入することとします。

第3 青森市公共サービス外部化制度

1 目的

(1) 公共サービスの質の向上と経費の削減

民間事業者等が有する専門的知識や創意工夫による効果的で効率的な業務の実施により、公共サービスの質の向上と経費の削減を図ります。

(2) 公共サービスの担い手の多様化と協働の推進

市と共に公共を担う最適な民間事業者等を選定し、公共サービスの担い手の多様化と民間事業者等との協働の推進を図ります。

(3) 新たな行政課題や市民ニーズへの対応

民間事業者等による業務実施の効果を活かし、経営資源を有効に活用しながら、新たな行政課題や多様化する市民ニーズへの対応を図ります。

(4) 市役所・職員の意識改革

民間事業者等と共に連携・協働して業務を実施する中で、業務の改革・改善に向けた市役所・職員の意識改革を図ります。

2 基本原則

(1) 公共サービスの質の向上

公共サービスの質の向上を図るため、業務の実施体制や確保されるべき公共サービスの水準や質を明確化します。

(2) 公平性の確保

公平性を確保するため、民間事業者等の募集に当たっては、市の業務に関する情報を広く開示します。

(3) 透明性の確保

透明性を確保するため、民間事業者等の選定から業務実施後の評価に至るまで、全ての過程において積極的に資料や情報を公表します。

(4) 行政責任の確保

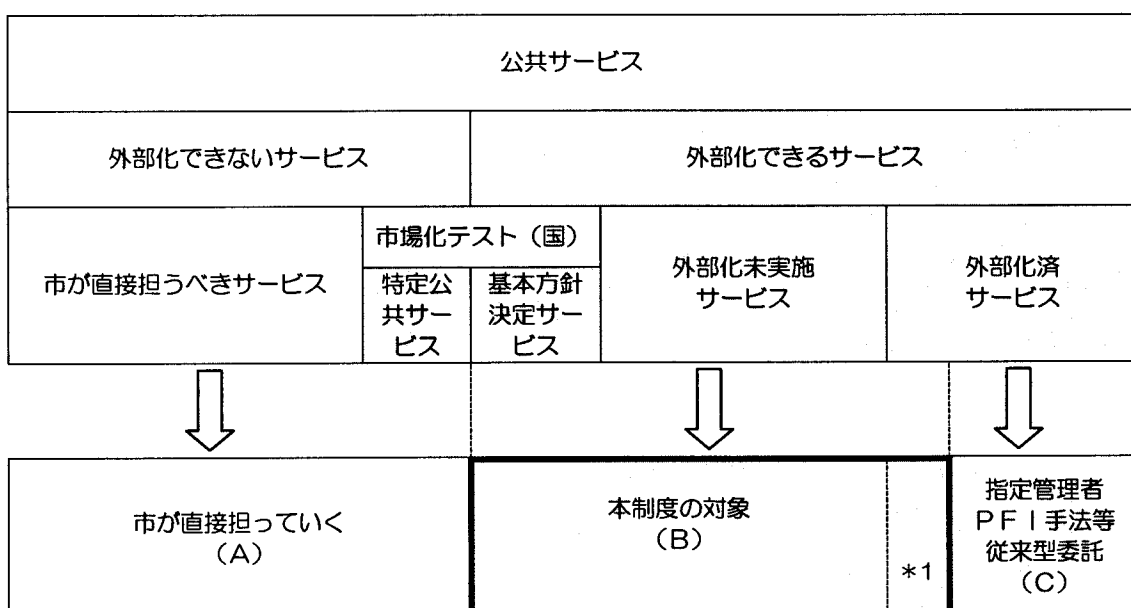
行政の責任を確保するため、民間事業者等が提供する公共サービスの実施状況や個人情報の取扱い等について、適切な指導・監督を行います。

3 対象範囲

(1) 対象とする公共サービス

市の業務のうち、公権力の行使に当たるものや企画立案業務などの市の直接担うべき業務を除いた全ての業務を対象とします。

■ イメージ図



（*1）既に外部化されているが、上記の要件を満たし、更なる委託範囲の拡大が図られる業務についても対象とします。

【対象外とする業務】

- ・ 処分その他公権力の行使に当たる業務（A）
→課税処分、滞納処分のように市民の権利を制限する行為の他、開発許可、占用許可のように申請者に対し利益を付与する行為も対象外とします。
- ・ 施策等の企画立案業務や意思決定に関する業務（A）
- ・ その他法令等による規制や高度な判断等が必要となる業務（A）
- ・ 既に指定管理者制度、PFI手法等などによる外部化を実施しており、それぞれの手法を継続して活用すべき業務（C）

(2) 業務選定に当たっての考え方

- ・ 市が担っていく必要があり、外部化に当たって法令等による規制がない業務
民間事業者等の創意工夫によって、公共サービスの質の向上と経費削減が期待される業務
- ・ 業務を効果的で効率的に実施するという観点から、一定程度の業務量のまとまりや、業務のパッケージ化が可能な業務
- ・ 民間事業者等との協働が望ましく、多様な担い手が想定される業務
- ・ 定型的又はマニュアル化が可能な業務
- ・ 複数年に及んで継続的に実施される業務

4 実施する上での基本的事項

(1) 段階的な導入

効果や課題を検証しながら段階的に導入することとし、当面は、市でいくつかの業務を抽出の上、民間提案を募り、平成25年度から実施します。その後、業務の実施状況についての検証結果を踏まえ、対象業務の拡大等について検討します。

≪「資料1」参照≫

(2) 実施期間

実施期間については、競争性の確保、公共サービスの安定的な提供及び事業者が計画的に業務を実施できるよう、期間は5年を基本としますが、業務に関する種々の実情を考慮し、総合的に判断します。

(3) 事業者の選定方法

民間事業者等の提案を積極的に取り入れつつ、透明性、公平・公正性及び競争性を確保するという観点から、「プロポーザル方式」により事業者を選定します。

(4) 監理委員会

事業者の選定等を公平かつ適正に実施するとともに、業務の実施状況を検証・評価するため、合議制の機関として「青森市公共サービス外部化監理委員会」(以下、「監理委員会」という。)を設置します。

≪「資料2」参照≫

5 事業者の募集

(1) 事業者の募集

広報紙や市ホームページなどの広報手段を活用して周知を図るとともに、希望する民間事業者等が十分に検討できるよう、原則1か月以上の募集期間を設定します。

《第4 スケジュール参照》

委託業務に関する従来の実施状況に関する情報を開示するとともに、必要に応じて説明会等を開催します。

(2) 応募の単位

業務の効率性の観点から、複数の団体が共同で応募（グループ応募）することを可能とします。この場合、応募時（提出時）までにグループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加することとします。なお、代表企業及びグループ企業は、他のグループに参加し、又は単独で参加することはできません。また、グループ応募の構成員のうち、応募資格を満たさない者がある場合は、参加できません。

中小企業協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が参加する場合には、その組合員が他のグループに参加し、又は単独で参加することはできません。

(3) 実施要項等の作成

次の事項を基本に実施要項を作成しますが、業務の目的や内容等を考慮して個々に定めることとします。

《「資料3」参照》

ア 業務の概要等

業務の名称や目的、場所、業務内容、休日、法令等の遵守事項等を明記します。なお、提案に委ねる場合については、その旨明記します。

業務の内容については、別に仕様書を作成します。

事業者に「使用料の徴収に関する業務」を委託する場合には、市と事業者は別に使用料徴収事務委託契約を締結し、当該使用料の徴収及び市に納入する業務を行う旨明記します。

イ 業務の水準

サービスの質の確保を図るため、要求する業務の水準を明記します。なお、自主的な取組を提案してもらう場合には、その旨明記します。

ウ 実施期間

実施期間については、競争性の確保、公共サービスの安定的な提供及び事業者が計画的に業務を実施できるよう、期間は5年を基本としますが、業務に関する種々の実情を考慮し、総合的に判断します。

エ スケジュール等

実施要項等の配布、説明会の開催、質問の受付などについての受付期間や事業者の選定期間、契約の締結時期等を明記します。

オ 応募資格

応募者の資格は、下記を基本とし、業務の目的や内容等を考慮して個々に定めることとします。

なお、業務の内容により下記以外に資格要件を盛り込む際は、過度に応募者が制限されないよう、慎重に行うこととします。

- ・実施期間中、業務を安定して履行できる者であること（法人格の有無は問わない。）
- ・青森市内に事務所等の活動拠点を有すること
- ・本市の市税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること
- ・業務実施に当たって必要な資格や免許等を有していること
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと
- ・本市から指名停止措置を受けていないこと
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の兼業禁止）及び第142条（長の兼業禁止）又は第180条の5第6項（委員の兼業禁止）の規定に抵触しないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構

成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること

力 応募書類

応募書類の種類や記載事項及び提出部数等について明記します。また、応募書類に関する留意事項として、企画提案書の提出部数、選定結果についての公開事項、応募書類が情報公開の対象となること、応募書類を原則として返却しない旨明記します。

また、必要に応じて応募書類について所管課によるヒアリングを実施する旨明記します。

キ 選定方法

提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募者の中から、監理委員会の審査を踏まえ、事業者を選定する旨明記します。

ク 選定基準

事業者を選定する際の選定基準について明記します。

ケ 委託経費に関する事項

委託経費は応募者から提出を求めますが、原則、業務の範囲や内容を考慮した上で、あらかじめ必要と考えられる経費の総額を積算しておき、企画提案書作成の目安・基準となる金額(以下、「委託料基準額」という。)を明記します。

また、委託料基準額は、既存の業務については委託開始年度の前年度当初予算額を基礎に、新規の業務については類似業務を参考としながら、選定における基準との比較を行うために算出した額であり、今後、市で定める予算額及び契約金額とは異なる場合があることを明記します。

コ 契約に関する事項

業務を実施した場合の経費等、詳細な事項について、市と事業者の間で協議を行い、契約を締結する旨明記します。

サ 業務報告等に関する事項

事業者は、毎年度終了後に業務総括報告書を、また、業務の内容に応じて定めら

れた期間における業務の状況や勤務状況、設備・備品の異常の有無等について業務報告書を提出しなければならない旨明記します。

シ モニタリング調査及び評価の実施

所管課は、事業者から提出される業務総括報告書等に基づく、業務実施状況の確認・検証及びモニタリング調査を行う旨明記します。

また、監理委員会においても、所管課が行う業務実施状況の確認・検証及びモニタリング調査に基づき、業務の検証・評価を行い、不適切な状況に対しては必要な指導を行う旨明記します。

なお、評価結果については、市ホームページで公表する旨明記します。

ス 市と事業者の責任区分に関する事項

これまで市が担ってきたリスクを適切に事業者に分担させることが必要であり、それらリスクに対する責任の区分を明記します。

また、事業者が契約内容に違反し又は故意若しくは過失によって、市に損害を与えたときは、市は事業者に対して損害賠償を求める旨明記します。

事業者が業務の実施において、事業者に帰すべき理由によって第三者に損害を与えた場合、事業者はその損害を賠償する旨明記します。

市は、事業者の責めに帰すべき理由により発生した損害について、第三者に対して賠償した場合、市は事業者に対して求償する旨明記します。

«「資料5」参照»

セ 業務の引継ぎ等

業務の引継ぎ及び研修について明記します。

ソ 事業者が留意する事項

- ・ 利用者の公正な取扱い。
- ・ 業務の実施に当たり、金品等の授受を禁止します。
- ・ 業務の実施に当たり、自らが行う業務の宣伝行為を禁止します。
- ・ 業務の実施に当たり、その全部又は主要な業務の再委託を禁止するとともに、その一部について再委託を行う場合には、市の承認を必要とします。なお、その場合には、再委託先が行う業務について適正な管理に努めます。
- ・ 緊急時、防犯・防災対策について市と協議し、役割を整理することとします。

- ・ 青森市個人情報保護条例（平成 17 年青森市条例第 27 号）による事業者及びその従事者に対する罰則規定の適用をはじめ、業務の内容に応じて、情報の取扱いの方法等を定めた取扱要領の作成に関する事項を明記します。
- ・ 業務の全部又は一部に従事する者は、業務の実施に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、実施期間が終了し、または、契約が解除された後においても同様とします。
- ・ 青森市職員接遇マニュアルの周知徹底を図る旨明記します。
- ・ 青森市環境方針に基づく環境配慮事項の遵守に努める旨明記します。
- ・ 業務に係る関係法令等を遵守します。

タ その他

- ・ 業務の実施に必要な市の備品については無償で使用できますが、事業者の責めに帰する修繕費は事業者の負担とします。また、備品についての帰属関係を明確にする旨明記します。
- ・ 備品・施設・設備を使用させる場合には、その旨明記します。
- ・ 光熱水費その他必要となる負担の関係を明確にする旨明記します。
- ・ 契約の締結までに経営状況の悪化等により、業務の履行が確実でないと思われる場合や事業者との契約交渉が不調となった場合には、契約を締結しない旨明記します。
- ・ 公租公課については、原則として法人税、法人市・県民税及び法人事業税等の課税対象となり、それを負担しなければならない旨明記します。

チ 問合せ先

担当部局、住所、電話番号等を明記します。

ツ 配布資料

各様式や条例等を配布します。

6 監理委員会の役割

(1) 所掌事務

監理委員会は、以下の事務を所掌し、市長は、監理委員会の意見を最大限尊重します。

- ・ 業務の選定に関する事項

- ・ 事業者の募集に関する事項
- ・ 事業者の選定に関する事項
- ・ 実施業務状況の検証・評価に関する事項
- ・ 契約の解除等に関する事項
- ・ 市が継続して業務を実施する場合の自主的な業務改善への意見に関する事項
（業務の改革・改善点等が認められた場合には、監理委員会意見として、市長に報告の上、所管部局における業務改善に活用します。）
- ・ その他青森市公共サービス外部化制度の実施に関し、監理委員会が必要と認める事項

≪「資料2」参照≫

（2）組織

監理委員会の委員は、公正かつ適正な運用を図るため、市長公室次長を委員長とし、委員長が選任する理事又は次長数名と外部有識者数名をもって組織します。

（3）監理委員会の中立性の確保

委員は、委員会の権限に属された事項において、当該委員と利害関係を有する事案については審議及び審査に参加できないこととします。

（4）会議の非公開

会議は、民間事業者等が保有する具体的なノウハウや信用情報に関する内容が公開されてしまうおそれがあるため、非公開とします。

（5）その他

応募者の資格審査等については、所管課が確認の上、監理委員会の審査に付すこととします。

7 事業者の選定

（1）選定方法

事業者の選定に当たっては、透明性、公平・公正性及び競争性を確保するとともに、企画提案書に記載された業務提案によるサービスの質の向上の効果及び業務実施に係る物的・人的能力並びに費用等を総合的に判断して行う、公募型の「プロポーザル方式」によるものとします。

なお、サービスの質の向上と経費削減が期待できない等により事業者が選定されなかった場合には、監理委員会の意見により業務改善を行なった上で、市が継続して業務を実施することとします。

(2) 選定基準

事業者の選定は、提出された提案内容について、次に示す項目を参考とし、各業務の目的や内容等に応じた審査項目・配点を明記した選定基準に基づき総合的に判断し、決定します。

なお、効率性の採点に当たっては、提案内容と提案額を参考に採点します。

≪「資料4」参照≫

【業務全般について】

- ・ 民間事業者等の実施方針が業務の目的に合致しているか
- ・ 市の求めに柔軟に対応できるか
- ・ 環境保全、負荷低減について理解し具体的な取組案があるか
- ・ 同種の業務実績があるか

【業務実施について】

- ・ サービス提供の公平性が確保されているか
- ・ 利用者等のニーズを把握し反映させる仕組みが適切か
- ・ サービスの向上が見込まれるか
- ・ 業務改善について具体的な提案があるか

【業務体制について】

- ・ 職員の適正配置がなされているか
- ・ 職員研修の内容及び回数は適切か
- ・ 防犯、防災、緊急時等の対応に関する取組は適切か
- ・ 個人情報保護の取扱いに関する取組は適切か

【効率性について】

- ・ 経費の額が妥当であるか
- ・ 経費の縮減等に係る方策について工夫されているか

(3) 選定基準の配点

業務の目的や内容等を考慮しながら審査項目の点数化による客観的な評価により、合計点数が最も高い民間事業者等を事業者として選定します。

得点配分に当たっては、業務の性格や内容等を考慮の上、得点配分することとします。

なお、サービス向上の対策と効率性については同程度の配点で評価することとします。

8 委託経費等に関する事項

(1) 委託料基準額

委託料基準額は、原則として上限額としますが、特別な事情等があると市が認めた場合には、この限りではありません。特別な事由により上回る場合は、その根拠について確認することを明記します（※説明書の添付を求めることとします）。

(2) 債務負担行為

実施期間が複数年にまたがることから、事業者と契約をするまでに債務負担行為を設定することとします。

9 選定結果の通知及び情報の公開

市は選定結果について全ての応募者に通知します。

また、透明性の確保の観点から、次に示す事項について市ホームページで公開します。

- ・ 業務名
- ・ 事業者名
- ・ 実施期間
- ・ 選定理由
- ・ 選定基準及び配点
- ・ 応募者名（ただし、2 者の場合は非公表）
- ・ 採点結果（ただし、匿名での公表）
- ・ 会議録（ただし、ノウハウに関する部分については非公表）

10 契約に関する事項

本制度は委託の範疇に含まれることから、基本的に「青森市契約マニュアル」等を参考に、法令・規則・要綱・要領等に規定されたルールを遵守しながら各種手続きを進めていくこととなりますが、事業を実施した場合の経費の額等、詳細な事項

について、市と事業者の間で協議を行い、「契約書の作り方」等を参考にし、実際の業務の内容を勘案し契約を締結します。

なお、本契約は、予算が市議会で可決した場合において成立するものとします。

本市では、プロポーザル方式による業務委託業者の選定に当たっては、青森市入札参加業者等指名委員会又は青森市指名業者等選定委員会に諮る（指名・選定委員会案件に該当する契約）こととしておりますので、監理委員会の選定結果を報告することとします。

1.1 業務の検証及びモニタリング調査の実施

(1) 業務報告等に関する事項

事業者は、毎年度終了後に業務総括報告書を、また、業務の内容に応じて定められた期間における業務の状況や勤務状況、設備・備品の異常の有無等について業務報告書を提出しなければなりません。

(2) モニタリング調査及び評価の実施

所管課は、事業者から提出される業務総括報告書等に基づき、業務実施状況の確認・検証を行うとともに、業務実施に係るニーズの把握や利用者の要望等を業務に反映させるために、原則年2回、モニタリング調査（必要に応じて業務実施状況の聴取や実地調査等を含む）を行うこととします。

(3) 監理委員会における業務実施状況の検証・評価

監理委員会においても、所管課が行う業務実施状況の確認・検証及びモニタリング調査に基づき、業務の検証・評価を行うこととし、不適切な状況に対しては必要な指導を行うなど、業務の適切な運営が行われるよう努めることとします。

なお、評価結果については、市ホームページで公表することとします。

1.2 契約の解除等

市が事業者に対して業務の状況に関し報告を求め、実施について調査し又は必要な指示をした場合、この指示に従わないときや、業務を継続することが適当でないと思えるときは、契約を解除し又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができることとします。

また、このことにより生じた損害の賠償を、市が事業者に対し命ずることができ

ることとします。

1.3 業務の引継ぎ等

事業者は、実施期間の始期から円滑に業務を実施できるよう、市又は前事業者と業務の引継ぎを行うものとし、事業者は、実施期間の満了時又は契約が解除されたときは、市又は新たな事業者に対し業務の引継ぎを行うこととします。

事業者は、円滑な業務の実施に向け、その属する職員等に対して十分な研修を行うこととします。

1.4 その他

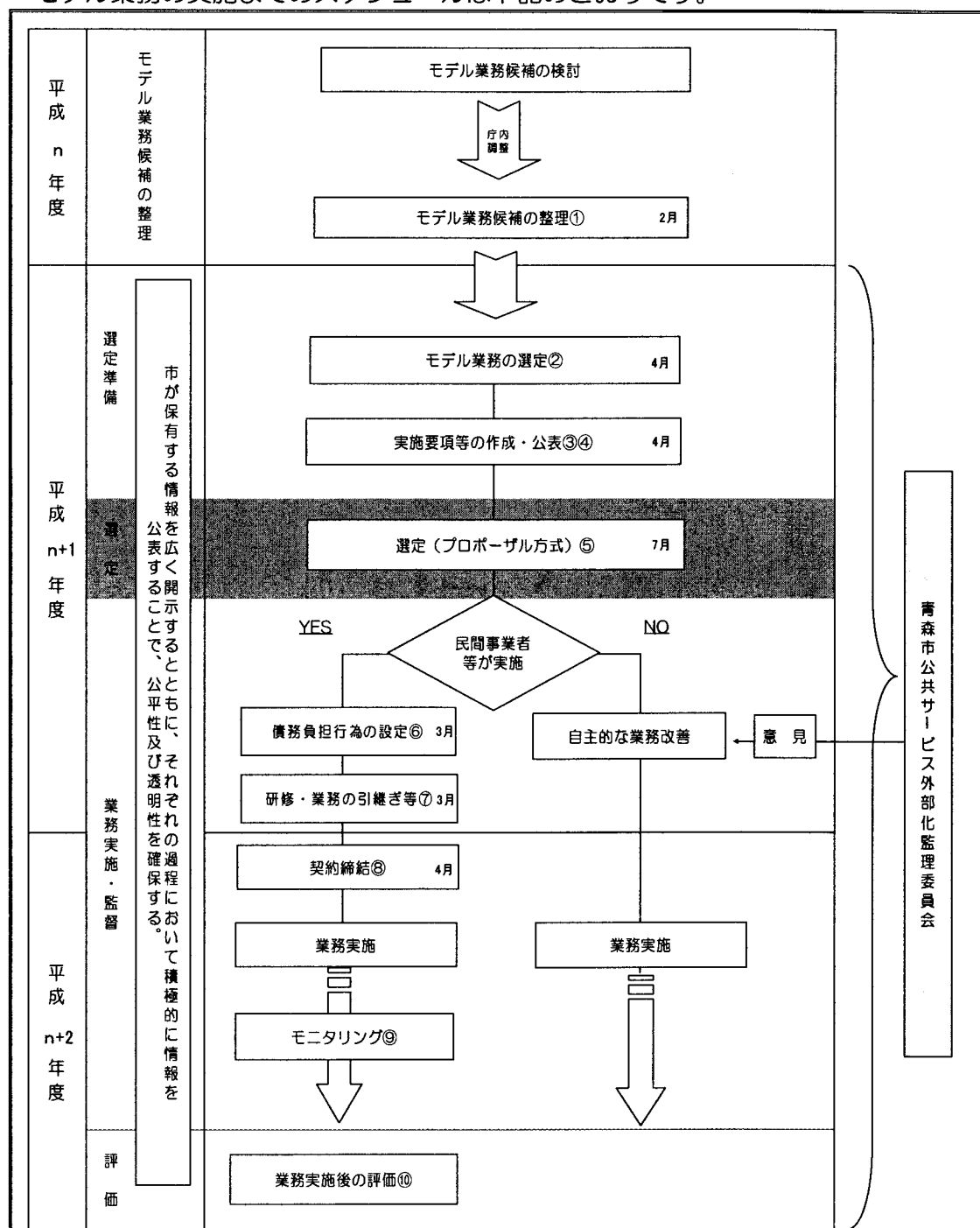
市職員が、長期継続的に実務にかかわらないことで業務ノウハウを逸してしまうことは、行政責任の確保という基本原則に相反することから、業務標準化の実施によるスキルやノウハウのマニュアル化を行うとともに、現場の不測の事態に対して適切な対応をとれる体制を整えるほか、業務内容の変更が必要な制度改正については、事業者に対して周知徹底を行います。

青森市公共サービス外部化制度のポイントは・・・

- (1) より広範な対象業務
「公共サービス改革法」及び「公共サービス改革基本方針」で掲げられている窓口関連業務のみならず、幅広く本市の業務・サービスを対象とする。
- (2) 公共サービスの質的向上
官民が競うことに主眼を置くのではなく、公共サービスの質的向上を図るとともに、多様な主体が公共の担い手として参加・参画し、協働する仕組みを推進
- (3) 段階的導入
当面、モデル業務として、市でいくつかの業務を抽出のうえ、民間提案を受ける。その後、モデル業務の検証結果等を踏まえながら、業務点検等を活用のうえ、対象範囲の拡大を検討していく。
- (4) 自主的な業務改善
応募者若しくは市と実施協議を行う事業者が無かった場合は、監理委員会の助言により自主的に業務改善を行う。

第4 スケジュール

モデル業務の実施までのスケジュールは下記のとおりです。



※表中の○数字は次頁の実施のフローと関連しております。

青森市公共サービス外部化制度実施のフロー（平年度ベース）

<p>モデル業務候補の整理</p>	<p>① モデル業務候補の整理（～2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管部局において翌々年度に外部化することとした業務から青森市公共サービス外部化制度モデル業務候補を整理
<p>選定準備・選定</p>	<p>② モデル業務の選定（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理委員会において青森市公共サービス外部化制度モデル業務の選定 <p>③ 実施要項等の作成（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理委員会の審議を踏まえ、所管部局により実施要項及び選定基準を作成 <p>④ 事業者の募集（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施要項等の公表（事業概要、応募資格、応募書類、選定方式・選定基準等） ・ 説明会の開催等 <p>⑤ 事業者の選定（7月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理委員会において、選定基準に基づき価格とサービスの質等を公募型プロポーザル方式により審査
<p>事業実施・監督</p>	<p>⑥ 債務負担行為の議決（3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約を締結する前に債務負担行為を設定 <p>⑦ 研修・業務の引継ぎ等（3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者による職員研修の実施 ・ 業務に必要なデータやマニュアル等の引渡し <p>⑧ 契約締結（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結 <p>⑨ モニタリング（所管課：原則年2回、監理委員会：年1回程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約内容に沿った業務運営がなされているか、サービスの質が保たれているかなど、業務監視、指導等の実施
<p>評価</p>	<p>⑩ 業務実施後の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、毎年度終了後、業務に関する業務総括報告書を提出 ・ 所管部局による実施状況の確認・検証 ・ 監理委員会による実施状況の検証・評価

－ 参 考 資 料 －

- 資料1 青森市公共サービス外部化制度モデル業務候補一覧..... P21
- 資料2 青森市公共サービス外部化監理委員会設置条例（案） P22
- 資料3 実施要項に明記する事項及び内容..... P24
- 資料4 選定基準（標準例） P30
- 資料5 市と事業者の責任区分（標準例） P31
- 資料6 関係法令等の抜粋..... P32

青森市公共サービス外部化制度モデル業務候補一覧

業 務 名	業 務 概 要	所管課
市民病院 窓口関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来受付等医事業務 ・ 年末年始等救急外来受付 ・ 時間外救急外来受付業務、総合案内業務 ・ 診療録搬送及び保険証確認等業務 ・ 外来及び入院精算、レセプト請求等業務 ・ 入院及び外来診療費に関する窓口収納業務 ・ 診療録管理及び科別疾病等診療統計業務 ・ DPC データ分析業務支援業務 	市民病院 事務局
青森市民図書館図書 資料配架等業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書の貸出返却業務 ・ 電話問合せ、簡易な館内の環境整備、展示企画事業等 	市民図書館

※業務概要について、現在検討中のものも含んでいます。

青森市公共サービス外部化監理委員会設置条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、青森市公共サービス外部化監理委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 青森市公共サービス外部化制度における事業者の選定等を、公平かつ適正に実施するため、青森市公共サービス外部化監理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 業務の選定に関すること。
- (2) 事業者の募集に関すること。
- (3) 事業者の選定に関すること。
- (4) 業務実施状況の検証・評価に関すること。
- (5) 市が継続して業務を実施する場合の自主的な業務改善への意見に関すること。
- (6) 契約の解除等に関すること。
- (7) その他青森市公共サービス外部化制度の実施に関し、監理委員会が必要と認めること。

（組織）

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長公室次長をもって充てる。
- 3 委員は次の各号に掲げる者をもって充て、当該委員の数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 外部化に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する者 5名以内
 - (2) 財務及び会計に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する者 5名以内
 - (3) 部等の理事又は次長のうちから委員長が指名する者 委員長が別に定める数
- 4 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。ただし、同条第3項第3号に規定

する委員の任期については、1年以内とする。

- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員長は、委員会の会議を総務し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 委員は、正当な理由なく、個別に公共サービス外部化制度実施事業の委託を受けようとする事業者と接触をしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、公共サービス外部化制度実施事業を所管する課等において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この条例は、平成24年〇月〇日から施行する。

実施要項に明記する事項及び内容

実施要項等に明記する事項の例は次のとおりとする。なお、業務によって保険加入の義務付けなどがある場合は、適宜追加します。

1 業務の概要等

- ・業務の名称
- ・業務の目的
- ・業務を行う場所
- ・建物面積、建物構造、敷地面積、平面図等
(1階 ○○室、2階 ○○室、その他)
- ・業務内容(仕様書の作成)
- ・実施期間
- ・業務の開始及び終了時間
- ・休館日、休日及び休憩間等
- ・法令等の遵守
- ・遵守すべき法令等(地方自治法、関係条例及び規則等)
- ・平成○年度及び○年度の事業活動

2 業務の水準

市が求める業務の水準を明記します。

3 実施期間

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで(○年間)

4 スケジュール等

- ・実施要項等の配布
 - ・ 期間 平成○年○月○日(○)○時から平成○年○月○日(○)○時まで
 - ・ 配布場所 ○○○○
 ※市ホームページからもダウンロードできます。
- ・説明会の開催
 - ・ 日時 平成○年○月○日(○)○時から○時まで
 - ・ 開催場所 ○○○○
 ※ 参加希望者は平成○年○月○日(○)から平成○年○月○日(○)までに○課(施設)まで申し込みしてください。
 ※ 現地説明会も実施する場合は、その開催日時、場所等も明記します。
- ・実施要項等に関する質問の受付等
 - ・ 受付期間 平成○年○月○日(○)○時から平成○年○月○日(○)○時
 - ・ 受付方法 質問書(様式○号)により提出してください。
 - ・ 回答方法 平成○年○月○日(○)までに説明会出席者及び実施要項配布団体に対し、郵送又はFAX又は電子メールにて回答します。なお、申請書等を市ホームページからダウンロードした団体で、説明にも出席できな

い団体は、事前に連絡してください。

※ 受付期間を過ぎた質問事項については、原則、お答えすることができませんので留意してください。

・申請書等の受付

- ・ 受付期間 平成〇年〇月〇日（〇）〇時から平成〇年〇月〇日（〇）〇時
- ・ 受付場所 〇〇〇課
- ・ 提出方法 〇〇〇課に直接持参してください。

※ 応募内容等については、ヒアリングさせていただく場合があります。

- ・ 監理委員会の開催予定 平成〇年〇月頃
- ・ 選定結果の通知 平成〇年〇月までをめぐりに審査結果を郵送で通知します。
- ・ 契約の締結 平成〇年4月1日を予定しています。

5 応募資格

次の全ての要件を満たす者とします。

- ・実施期間中、業務を安定して運営できる団体であること（法人格の有無は問わない）
- ・青森市内に事務所等の活動拠点を有すること
- ・本市の市税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること
- ・業務実施に当たって必要な資格や免許等を有していること
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと
- ・本市から指名停止措置を受けていないこと
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の兼業禁止）及び第142条（長の兼業禁止）又は第180条の5第6項（委員の兼業禁止）の規定に抵触しないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること

6 応募書類

プロポーザル参加申請書（様式〇号）

- ・グループ応募の場合の記載に当たっては、団体名は、「グループ名」を記入し、代表者氏名はグループの代表者を記入してください。

グループ応募構成員（グループ応募の場合）

- ・グループ応募の場合は、上記の申請書のほか、「グループ応募構成員」を添付してください。

企画提案書

応募資格を証する書類

- ・法人の場合は、市税は完納証明書及び平成〇年度・平成〇年度（直近2カ年）の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税を証する書類
- ・法人以外の団体においては、団体の代表者の住民票の写し及び完納証明書
応募資格の⑤～⑨に係る誓約書（様式〇号）

定款又は寄附行為の写し又は登記事項証明書（法人以外の団体は会則等）

役員名簿

組織・運営・業務概要を記載した書類

当該団体の経営状況を説明する書類

- ・事業報告書及び決算報告書一式（平成〇年度から平成〇年度）直近2年間（損益計算書、貸借対照表を含む）
 - ・当該年度（平成〇年度）の事業計画書及び収支予算書
- 類似業務等の運営実績がある場合には、業務実績（様式〇号）

■ 応募に関する留意事項

- ① 本プロポーザルに使用する言語、単位及び通貨は次のとおりとします。
 - ・ 言語：日本語
 - ・ 単位：日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）
 - ・ 通貨：日本円
- ② 提案書の体裁
 - ・ 提案書は、A4版縦、横書き両面印刷、左綴じで製本してください。市販の表紙ファイル等は不要です。
 - ・ 函面等については、必要に応じてA3版でも可能とします。
- ③ 1団体1申請として重複申請は禁止します。
（単独で応募した法人等は、同一の募集に対してグループ応募の構成員となることはできません。また、同一の募集に対し、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。）
- ④ グループ応募の構成員のうちに応募資格を満たさない者がある場合は、受託できません。
- ⑤ 提出部数 正本1部と副本〇部提出してください。
- ⑥ 正本に当たる提案書の表紙には、青森市長宛、業務名のタイトル、提出年月日、会社名（団体名）を記載してください。
- ⑦ 正本に当たる提案書の表紙のみ代表者印を押印してください。
- ⑧ 副本に当たる提案書は、社名及び社名が推測できないような内容にしてください。（表紙には代表者印の押印は不要です。）
- ⑨ 応募に要する費用は応募者の負担とします。
- ⑩ 提出された書類は返却しません。
- ⑪ 上記の書類がなく、新たに作成することができない特別の事情がある場合は、書類がない旨及びその理由を記載した申立書（任意様式）を提出してください。
- ⑫ 応募締切後は、提出された書類の内容の変更又は追加には応じません。
- ⑬ 提出された書類に虚偽の記載があった場合には失格とします。
- ⑭ 提出された書類は、事業者の選定以外の目的には使用しません。ただし、青森市情報公開条例第7条の定めにより、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報）を除き、開示の対象となります。
- ⑮ 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式〇号）を提出してください。

7 選定方法

事業者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「青森市公共サービス外部化監理委員会」による事業者の選定審査を踏まえ、市長が決定します。

選定結果に関する下記の事項について、市のホームページ等で公開します。

- ・ 業務名
- ・ 事業者名
- ・ 実施期間
- ・ 選定理由

- ・選定基準及び配点
- ・応募者名（ただし、2者の場合は非公表とします。）
- ・採点結果（ただし、匿名での公表とします。）
- ・会議録（ただし、ノウハウに関する部分については非公表とします。）

8 選定基準

事業者の選定は、企画提案書等の内容を、資料4「選定基準（標準例）」に基づき総合的に判断し、決定します。

なお、効率性の採点に当たっては、提案内容と提案額を参考に採点します。

9 委託経費に関する事項

市は毎年度の予算の範囲内において、〇〇〇業務の運営に必要な経費を委託料とし、事業者を支払うこととし、その支払い方法及び具体的な金額は市と事業者が協議を行い決定します。

委託料基準額（上限額）

〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 委託料基準額については平成〇年度当初予算額を基礎に、選定における基準との比較を行うために算出した額であり、今後、市で定める予算額及び契約金額とは異なります。

委託料は、当初想定されなかった特別な事情が発生した場合を除き、変更しません。

10 契約に関する事項

業務を実施した場合の経費等、詳細な事項について、市と事業者の間で協議を行い、契約を締結します。

契約で定める事項として、特に次の点に留意します。

- ・業務計画に関する事項
- ・業務報告に関する事項
- ・業務の経費に関する事項
- ・契約の取り消し及び業務の停止に関する事項
- ・個人情報の保護に関する事項
- ・市と事業者の責任分担に関する事項
- ・緊急時の対応に関する事項
- ・その他必要事項

11 業務報告等に関する事項

・事業者は、定められた期間における業務の状況や勤務状況、設備・備品の有無等について、速やかに業務報告書を提出しなければなりません。

・事業者は、毎年度終了後、速やかに業務総括報告書を提出しなければなりません。

12 モニタリング調査及び評価の実施

- ・所管課は、事業者から提出される業務総括報告書等に基づき、業務実施状況の確認・検証を行うとともに、原則年2回、モニタリング調査を行います。
- ・監理委員会は、所管課が行う業務実施状況の確認・検証及びモニタリング調査に基づき、業務の検証・評価を行い、不適切な状況に対しては必要な指導等を行います。
- ・評価結果については、市ホームページで公表することとします。

13 市と事業者の責任区分に関する事項

市と事業者の責任分担は、資料5「市と事業者の責任分担表（標準例）」を参考に、業務の特殊性を考慮し設定してください。

14 業務の引継ぎ等

事業者は、実施期間の始期から円滑に業務を実施できるよう、市または前事業者と業務の引継ぎを行うものとし、事業者は、実施期間の満了時または契約が解除されたときは、市または新たな事業者に対し業務の引継ぎを行うこととします。

事業者は、円滑な業務の実施に向け、その属する職員等に対して十分な研修を行うこととします。

15 事業者が留意する事項

- ・利用者の公正な取扱い。
- ・業務の実施に当たり、金品等の授受を禁止します。
- ・業務の実施に当たり、自らが行う業務の宣伝行為を禁止します。
- ・業務の実施に当たり、その全部または主要な業務の再委託を禁止するとともに、その一部について再委託を行う場合には、市の承認を必要とします。なお、その場合には、事業者は、再委託先が行う業務について適正な管理に努めます。
- ・業務の全部または一部に従事する者は、業務の実施に当たり、知り得た秘密を漏らしてはなりません。なお、実施期間が終了し、または、契約が解除された後においても同様とします。
- ・緊急時、防犯・防災対策について市と協議の上、事業者の役割を整理します。
- ・青森市個人情報保護条例（平成17年青森市条例第27号）による事業者及びその従事者に対する罰則規定の適用をはじめ、業務の内容に応じて、情報の取扱いの方法等を定めた取扱要領の作成に関する事項を明記します。
- ・青森市環境方針に基づく環境配慮事項の遵守に努める旨明記します。
- ・法令等の遵守を明記します。

16 その他

事業者は、業務運営に必要となる、市の備品については無償で使用できますが、事業者の責めに帰する修繕費は事業者の負担とします。

事業者が施設・設備・備品を使用させる場合には、その旨明記します。

光熱水費その他必要となる負担の関係を明記します。

契約の締結までに事業者の経営状況の悪化等により、業務の履行が確実でないと認める場合や契約交渉が不調となった場合には、契約を締結しない旨明記します。

公租公課については、原則として法人税、法人市・県民税および法人事業税等の課税対象となり、それを負担しなければならない旨明記します。

※ 詳しくは、税務署、東青地域県民局県税部、青森市市民税課等の関係機関に問い合わせのうえ応募書類を作成してください。

17 問合せ先

担当部局、住所、電話番号、FAX、eメール、担当

18 配布資料

- ・業務仕様書
※仕様書には、業務の水準と質、従来の業務に関する情報の開示・貸付備品一覧なども添付すること
- ・選定基準（別紙○）
- ・市と事業者の責任分担表（別紙○）
- ・青森市公共サービス外部化制度プロポーザル参加申請書（様式○号）
- ・グループ応募構成員（様式○号）
- ・応募資格誓約書（様式○号）
- ・応募資格製誓約書（グループ応募用）（様式○号）
- ・〇〇業務に関する企画提案書（様式○号）
- ・業務全般についての考え方（様式○号）
- ・業務実績（様式○号）
- ・業務実施についての考え方（様式○号）
- ・業務体制についての考え方（様式○号）
- ・効率性について（様式○号）
- ・従来の実施方法に対する改善提案総括表（様式○号）
- ・対象業務の従来の実施方法に対する改善提案（様式○号）
- ・実施事項の関する質問書（様式○号）
- ・辞退届（様式○号）
- ・条例（平成○年青森市・・・）
- ・条例施行規則（平成○年青森市・・・）
- ・青森市個人情報保護条例（平成○年・・・）
- ・青森市個人情報保護条例施行規則（平成○年・・・）
- ・青森市情報公開条例（平成○年・・・）
- ・青森市環境方針

選定基準（標準例）

資料4

項目	選定基準	配点
1 業務全般について（20点）		
a. 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的に合致しているか ・市の求めに柔軟に対応できるか ・環境保全、負荷軽減について理解し具体的な取組案があるか 	15点
b. 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種の業務実績があるか 	5点
2 業務実施について（30点）		
a. 利用者へのサービス提供の公平性を確保するための方針	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供の公平性確保の方針は明確か 	10点
b. サービス向上の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対するサービス向上が見込まれるか ・苦情処理の体制は明確か ・定期的な自己評価を行うか ・ニーズを把握し反映させる仕組みが適切か ・業務改善について具体的な提案があるか 	20点
3 業務体制について（30点）		
a. 職員等の配置計画・研修計画	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な配置がなされているか ・職員の育成に方向性があるか ・内容及び回数は適切か 	20点
b. 防犯、防災、緊急時の対応に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な対応であるか ・事故防止に向けて取り組んでいるか 	5点
c. 個人情報保護の取扱いに関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の職員への周知方法が適切か ・具体的な保護策を講じ、内容が適切か 	5点
4 効率性について（20点）		
a. 業務に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対する経費の額が適正であるか ・経費の縮減等に係る方策について工夫されているか 	20点

○採点基準について

配点	採点基準
20点	<p>大変よい よい 普通（標準的） 不十分 全く不十分</p> <p>20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0</p>
10点	<p>大変よい よい 普通（標準的） 不十分 全く不十分</p> <p>10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0</p>
5点	<p>大変よい よい 普通（標準的） 不十分 全く不十分</p> <p>5 4 3 2 1 0</p>

○最低得点について

選定基準の個別項目採点基準において普通とした点数を最低得点（〇〇点）とし、応募者の得点がこれに満たない場合は失格とする。

市と事業者の責任分担表（標準例）

資料5

項 目		市	事業者
物価変動	物価の変動に伴う経費の増加（ただし、急激な変動があった場合は協議）		○
法令の変更	業務の運営に影響を及ぼす関係法令等の変更に関するもの	協議	
業務の実施が不可能となった場合等	市の政策変更により、業務の継続に支障が生じた場合、又は業務の変更を余儀なくされた場合の経費の増加	○	
	緊急に、大規模修繕等が必要となり、業務実施が不可能となった場合における委託料の取り扱い	協議	
	事業者の業務放棄・経営破たんによるもの		○
第三者への賠償	施設・設備の設計・構造上の瑕疵など、市の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害	○	
	事業者としての義務を怠るなど、事業者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害		○
	業務の一部を再委託された者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱など市又は事業者のいずれの責めにも帰すことの出来ない自然的又は人為的な現象）に伴う費用負担、業務の変更・中止	協議	
施設・設備・備品の損傷	事業者としての義務を怠ったことによる損傷		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できない市の施設、設備、備品の損傷については、市と事業者の協議を経て市が負担	○	
火災保険	施設の火災保険加入	○	
利用者	事業者が行う業務に対する苦情など		○
終了手続	実施期間終了時の施設の水準の保持		○
	業務の終了時における手続きに関する諸経費		○
準備行為	業務の遂行に必要な人員の確保及び訓練、研修等の実施その他の準備行為		○
情報漏洩	漏洩元が市の場合	○	
	漏洩元が事業者の場合		○

※上記によらない場合は、市と事業者の協議の上で対応する。

関係法令等の抜粋

■青森市行財政改革プラン2011

(平成23年2月策定)

1 市民と共に進める市政

(3) 民間活力の活用の推進

市民サービスについて、民間の活力を取り入れた方がサービスの向上と経費の節減が図られるものについては、積極的に民間活力を導入します。

【実施項目】

- イ 公共サービスの質の向上と担い手の多様化を推進する青森市版市場化テストの導入
- ・「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に掲げる業務のみならず、広く本市の事業・公共サービスを対象とし、サービスの質の向上と担い手の多様化を推進します。

■競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

(平成18年7月7日施行 平成18年法律第51号)

(基本理念)

第三条 競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として、行うものとする。

- 2 前項の見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行う必要のないものは、廃止するものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その対象とする特定公共サービスを適切に選定するほか、地方公共団体の関与その他の規制を必要最小限のものとすることにより民間事業者の創意と工夫がその実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとする。

■地方公共団体における行財政改革の更なる推進のための指針

(平成18年8月31日付け 総務事務次官通知)

第2 公共サービス改革

1 公共サービスの見直し

住民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（以下「公共サービス」という。）として行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講ずること。

2 市場化テストの積極的な活用

公共サービスの見直しに当たっては、地方公共団体の公共サービスについて、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、透明かつ公正な競争の下で地方公共団体と民間事業者との間又は民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続（公共サービス改革法に規定する官民競争入札及び民間競争入札（以下「官民競争入札等」という。）を含む。以下「市場化テスト」という。）の積極的な活用に取り組むこと。

- (2) 公共サービス改革法は、地方公共団体の公共サービスのうち法令の特例を講じなければ民間事業者が実施し得ないものを「特定公共サービス」と位置付け、法令の特例を講じることにより自ら率先して官民競争入札等を行うことを可能とする手続等の整備等を行うものであること。

なお、法令の特例措置を講ずることなく民間事業者が実施し得る公共サービスについては、公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、各地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じて条例等に手続を整備することにより、官民競争入札等に準じた手続を実施することが可能であること。

- (4) 市場化テストの結果、民間事業者に公共サービスの実施の委託等を行う場合であっても、当該公共サービスの住民への提供について最終的に責任を負うのは委託等を行った地方公共団体であることを認識し、民間事業者が当該公共サービスを適正かつ確実に実施するよう契約等に基づき監督等必要な措置を講ずること。